令和４年第４回弥彦村議会（６月）定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和４年６月１７日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　承認第　１号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例

日程第　２　承認第　２号　専決処分の報告について　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第　３　承認第　３号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第１１号）

日程第　４　承認第　４号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第　５　議案第２４号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　６　議案第２５号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）

（以上６案件　総務文教常任委員長報告）

日程第　７　承認第　５号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）

（以上１案件　競輪特別委員長報告）

日程第　８　議案第２８号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）

日程第　９　議案第２９号　弥彦競輪場競争路改修工事請負契約の締結について

日程第１０　議案第３０号　弥彦村図書館建設工事請負契約の締結について

日程第１１　議案第３１号　三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

日程第１２　議員派遣の件について

日程第１３　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

日程第１４　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

日程第１５　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番　　渡　　邊　　富　　之　　　　２番　　古　　川　　七　　郎

３番	那　須　裕美子	４番	丸　山　　浩
５番	板　倉　恵　一	６番	柏　木　文　男
７番	小　熊　　正	９番	本　多　隆　峰
１０番	安　達　丈　夫		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	小　林　豊　彦	教育長	林　　順　一
総務部長	志　田　　馨	産業部長	髙　橋　信　弘
総務課長	斎　藤　雄　希	デジタル行政推進課長	宇　野　　誠
税務課長	浜　田　禎　介	防災課長	小　林　健　仁
住民課長	小　出　将　浩	福祉課長	坂　爪　明　博
健康推進課長	松　井　裕美子	農業振興課長	鈴　木　光　英
観光商工課主幹	丸　山　竜　一	建設企業課長	丸　山　栄　一
公営競技事務所長	柳　川　治　美	会計管理者	水　沢　正　一
教育課長	富　田　　憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊　藤　和　恵	書　記	春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和４年第４回弥彦村議会６月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、承認第１号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例から、日程第６、議案第25号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）までの専決条例改正２案件、専決補正予算２案件、条例改正１案件、補正予算１案件、以上６案件を一括して議題といたします。

以上６案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

令和４年第４回６月定例会総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会は、６月定例会において付託された議案を審査するため、去る６月10日午前10時から委員会室において、厚生産業常任委員会と連合により開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は５名全員であります。

説明のため出席した者、総務部長、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、専決条例改正２案件、専決補正予算２案件、条例改正１案件、補正予算１案件であります。

委員長開会宣言の後、付託された６案件につきましては、５月27日に議案説明会、会期初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

付託された専決条例改正２案件についての審査では、質疑はございませんでした。

次に、専決補正予算２案件についての審査では、この２年間新型ウイルス感染症により、経済が低迷している中で、個人村民税及び法人村民税が増額になった理由はとの質疑に、新型ウイル

ス感染症の影響を考慮し、どちらも予算作成の際に堅く見積りを行った。更に、法人村民税については、業績が向上した企業が数社あり増額の要因となったとの答弁でありました。

村は普通財産をたくさん保有していると思うが売却場所はどこかとの質疑に、場所は矢作方面である。現況として機能を果たしていない水路となっていた遊休地、計355.8㎡の売却を行ったとの答弁でした。

次に、条例改正１案件についての審査では、質疑はございませんでした。

次に、補正予算１案件についての審査では、加工施設設備機器製造委託について、辞退した１社の辞退理由に納得したのかとの質疑に、辞退した企業は１点ものの製品製造に実績があったが、食品加工設備製造の実績がない企業であり、製品に至るまでの工程も多く、部品調達に時間がかかる状況であったためやむを得ないとの答弁でありました。

同じく、当初の予定では、２社の会社で切磋琢磨し、よりよいものを製作する考えであった。１社になり競争原理が働かず、比較と品質の評価ができないのではとの質疑に対して、２社ともに同様の仕様を示し、それを満足する機器の製造を依頼した。比較はできなくとも、品質評価に問題はないと考えているとの答弁でした。

続いて、農業委員及び最適化推進委員へ導入するタブレットの数は何台か。また、農地利用の最適化活動はどのように行うのかとの質疑に、タブレットは11台導入する。活用方法は、農地の出し手・受け手の意向を把握し、情報を共有、地図化することで、受け手への農地の集積、集約を図るものであるとの答弁でした。

同じく、タブレットの管理及び指導は誰が行うのかとの質疑に、タブレットの管理は個人である。指導については、新潟県農業会議と共同で研修を行うとの答弁でした。

農産物販路拡大支援事業について、新会社の形態等や法人の概要を伺うとの質疑に、新会社は枝豆をはじめとする農産物の加工販売を行う会社である。会社形態は流動的であるが、村長を代表とする株式会社とし、他役員や事業計画などは、公認会計士、司法書士と相談し決定するとの答弁でありました。

同じく、新会社設立の出資金はこれで終わりになるのかとの質疑に、今後、加工場や事務所なり増資を行うが、増資分は村内外から出資を集うとの答弁でした。

続いて、村のごみステーションについて、ステンレス製に対応はできないのかとの質疑に、ごみステーション設置等補助金は、１基当たり２万5,000円であり、ステンレス製、鉄製であっても変わらない。割高なステンレス製に対する補助金の増額は環境衛生委員等と検討するとの答弁でした。

続いて、橋梁点検業務について、村内の橋梁の数と工事内容はとの質疑に、村内全体で157橋ある。工事内容は５年に一度、橋梁の点検が義務化され、目視や触診などによる近接目視点検を行い、健全性があるか判定するものであるとの答弁でした。

続いて、地域おこし協力隊を募集するに至った経緯を問うとの質疑に、令和３年第８回６月定例会一般質問での総務課長答弁にある「個性を生かした観光の推進」を目標とする事項ができた

ので募集するとの答弁でした。

コミュニティ助成事業に、弥彦12区が令和４年度で採決されたが、村として防災用資機材の整備についてアドバイスを行っているのかとの質疑に、アドバイスは要望いただければ防災講話にて行うとの答弁でありました。

次に、弥彦中学校部活動の在り方検討委員会設置について、委員会にはどのような関係者を予定しているのか内容を伺うとの質疑に、検討委員会は委員10人以内で組織されるものであり、部活動等に見識を有する者、地域のスポーツ関係者、弥彦小・中学校の児童・生徒の保護者、弥彦小・中学校の教職員、その他教育委員会が必要と認める者など、合わせて９名にお願いをしているとの答弁でした。

以上が付託案件の主な審査内容でありました。

本委員会に付託された議案の討論・採決に対する委員会は、６月13日、本会議散会後に執り行い、討論はなく、採決の結果、村長提案のとおり、全て承認及び可決することに決定いたしました。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対し継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は11時50分でありました。

報告は以上であります。

令和４年６月17日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　続いて、厚生産業常任委員長から委員会報告があります。

柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男議員）　おはようございます。よろしくお願いします。

令和４年第４回６月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、付託された議案はなく、会期外の所管事項調査について、委員に諮るため、去る６月10日午前11時51分から委員会室において開催いたしました。

出席委員は５名全員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

委員長開会宣言の後、会期外の所管事項調査について委員に諮り、最終日の本会議において、議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は午前11時53分でした。

報告は以上であります。

令和４年６月17日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま両委員長から審査結果等の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております６案件に対する委員長の報告は承認及び可決であります。

これより６案件を専決条例改正、専決補正予算、条例改正、補正予算に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

それでは、最初に日程第１、承認第１号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例、及び日程第２、承認第２号　専決処分の報告について　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決条例改正２案件についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

ただいま議題となっております専決条例改正２案件に対する委員長報告は承認であります。

委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第１号及び承認第２号は承認されました。

次に、日程第３、承認第３号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）、及び日程第４、承認第４号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第３号）の専決補正予算２案件についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま議題となっております、専決補正予算２案件に対する委員長報告は承認であります。

委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第３号及び承認第４号は承認されました。

次に、日程第５、議案第24号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例１案件についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま議題となっております、条例改正１案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第24号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第６、議案第25号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

ただいま議題となっております、補正予算１案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第25号は可決することに決定いたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第７、承認第５号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰議員）　令和４年第４回６月定例会競輪特別委員会審査報告を行います。

本委員会は、６月定例会において付託された議案を審査するため、去る６月10日午後１時28分から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は９名全員であります。

説明のため出席した者、村長、総務部長、産業部長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長２名であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、令和３年度専決補正予算（第５号）の１案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件については、議案説明会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

令和３年度専決補正予算（第５号）についての審査は、質疑、討論はなく、村長提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、担当所長から報告事項について説明があり、質疑に入りました。

納涼音楽まつり（仮称）は、入場者の募集やＰＲは、どのように考えているのかとの質問に、特に入場者を募集することはせず、自由にどなたでも参加していただけたらと考えている。音楽祭当日は、場外ナイターの発売もしているので、村民への周知方法としては、６月25日発行の広報に掲載予定であるとの答弁でした。

サテライト新潟の今後をどのように考えているかとの質問に、全てはサテライト新潟を経営しているやひこドリームの判断であるとの答弁でした。

サテライト新潟の売上げは、弥彦競輪の売上げのどのくらいの割合を占めているのかとの質問

に、令和３年度の売上げで計算すると0.34％程度であるとの答弁でした。

以上が、報告事項の審査内容でした。

本委員会は、閉会時刻は午後２時10分でした。

報告は以上のとおりであります。

令和４年６月17日、競輪特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

承認第５号について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま議題となっております承認第５号に対する委員長報告は承認であります。

委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第５号は承認されました。

◎議案第２８号～議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第８、議案第28号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）から、日程第11、議案第31号　三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更についてまでの追加議案４案件を議題といたします。

それでは、提案者から説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　おはようございます。

令和４年第４回弥彦村議会６月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第28号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）につきましては、既定の歳入歳出の総額47億261万6,000円に、歳入歳出それぞれ7,287万7,000円を追加し、総額を47億7,549万3,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金5,887万7,000円、19款繰越金1,400万円であります。

歳出の主なものといたしましては、３款民生費504万8,000円、４款衛生費4,172万5,000円、６款農林水産業費2,147万9,000円であります。

今回の補正は、地方創生臨時交付金事業、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等について補正をお願いするものであります。

議案第29号　弥彦競輪場競争路改修工事請負契約の締結につきましては、去る５月27日に一般競争入札を行い落札いたしました株式会社ＭＥＣＸ新潟営業所と工事請負契約を締結するものであります。

議案第30号　弥彦村図書館建設工事請負契約の締結につきましては、去る６月15日に一般競争入札を行い落札いたしました株式会社田中組と工事請負契約を締結するものであります。

議案第31号　三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更につきましては、三条市立図書館の住所が変更となることから、所要の変更を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいまの追加議案４案件については、会期初日に全員協議会で内容説明を受けておりますので、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本４案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

初めに、日程第８、議案第28号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑ありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　補正予算ですよね。

○議長（安達丈夫議員）　どうぞ。

○９番（本多隆峰議員）　農業振興課長さんにお伺いいたします。

６款１項４目18節の農産物生産資材高騰対策助成金というのが計上されております。補助金1,500万円のうち988万3,000円が国から、511万7,000円が村の一般財源からとのことでございました。水稲、稲作、イチゴ生産に係る灯油費等、作物により異なり一律に配分ができないとのご説明がありました。

そういうことで、配分の決め方としては、どのような経過を経て決められるのかお伺いしたいということが１点と、一例として、水稲の場合、幾らぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ただいまの本多議員のご質問でございますが、配分の決め方につきましては、栽培する上で必要な肥料、それから燃油、あとビニールハウス等の使用料を勘案しまして、水稲、それと枝豆、果樹、施設園芸作物、更に枝豆以外の露地園芸作物に区分をいたしまして、おのおので助成単価を設定したいと考えています。

水稲の場合でございますけれども、おおむねでありますが、10ａ当たり1,000円から1,500円、この程度を想定しているところでございます。

また、そのほかに、今養豚、家畜関係の飼料も大変に高騰している状況にありますので、飼料助成の検討も現在行っておるところでございます。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　決める基になる価格というのは、村はいろんなところから情報を得ているかと思うんですが、主にどのようなところから情報を得ているのか。また、価格のすり合わせといいますか、その辺のところをお伺いしたいです。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ベースとなる金額につきましては、県が各市町村に対して、過去に、直近でありますけれども、市町村独自の支援メニューについてという調査を行ってございます。その中で、阿賀野市から、最後のほうは津南町まで20町村が回答があった訳なんですけれども、そちらについて支援の検討中、もしくはなしというふうに回答が上がってきております。支援のありというところもございまして、そちらにつきましても参考とさせていただきますが、10ａ当たり幾ら幾ら、もしくは作物当たり幾ら幾らというような具体的な金額が出ております。

当弥彦村におきましては、例えば水稲の場合でありますと、肥料が高騰しておる訳でありますけれども、肥料代につきましては、おおむね10ａ当たり7,500円程度栽培農家の方々は購入されてらっしゃいます。その7,500円のうち、今回の値上げがおおむね1.5倍程度ぐらいになるというふうに伺っておりますので、その0.5倍の分の全額という訳にはいきませんが、おおむね50％未満というふうなところを算定の基礎としまして、この助成単価のほうを決定しているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　具体的には、今課長に答弁させたとおりですけれども、基本的には、農家が

赤字経営に陥らない、ならないことを大眼目としています。場合によっては、その算定基準を上回って構わないと。要するに農家の方が、今度の10ａ当たりで多分10万円切る価格になりますよね。先ほどの資料見ていると、どうしても上がっていない。逆に下がっている段階なんです、米とか。そう見ると、これだけ飼料価格、肥料価格が上がったときに、農家が経営が赤字になることだけは絶対避けたいというふうに思っておりますので、場合によったら基準を変えても構わないというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員、マイク。

○９番（本多隆峰議員）　是非、そのようにお願いしたいと思います。

引き続き、よろしいでしょうか。別の問題。

○議長（安達丈夫議員）　はい。

○９番（本多隆峰議員）　同じく６款１項８目12節で施設改修計画策定業務委託料42万9,000円が計上されております。これは農村環境改善施設ということのようでございますけれども、農村環境改善施設というのは幾つかある訳ですけれども、どこをどのようにしたいという計画なのか、そこをお伺いしたいというのと、もしこれが終わった時点で、この工事をもしやられるとするならば、いつごろ計画しておられる予定でおられるか。その２点だけお伺いしたいです。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　対象となる施設につきましては、役場庁舎の向かいにあります農村環境改善センター、そちらの加工室、その改修ということでございます。

その委託費用でありますけれども、計画の検討、それから調査業務、これを委託したいと思っておりますが、まず、そもそも加工施設機能を維持、このまま維持するのか、もしくは縮小するのか、または加工施設機能を廃止をして、レンタルキッチン的な機能とするのか、そういったところを計画検討、それから調査業務として委託したいと考えております。

今現在、加工設備の老朽化が非常に進んでおりまして、故障しまして、使えなくなる前に実施したいという計画でございます。

具体的な期日につきましては、総務部のほうから回答をお願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　調査後の具体的な改修計画等につきましてですけれども、もちろん今回調査をして、計画を立てていただく訳ですけれども、以前村長が申し上げていたとおり、この今の資材の高騰、物価高騰の折、大規模な公共工事等は少し抑えたいというような話もありましたので、まずは費用的なもの、その辺が大体幾らかになるによって、少し変わってまいるかというふうに、今のところは捉えているところであります。

具体的に、例えば来年の４月からとかいうふうには、ちょっとお約束はできないかなというふうに考えております。

○議長（安達丈夫議員）　よろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　６番。１件だけ、村長に対してお願いをいたします。

９ページの関係で、６款の12節の605万円の件でございます。新会社設立業務委託料でありますけれども、村長は、会社を設立という説明がございました。その中に、設立したときは、私が社長になりますと、そして、総文の中でも課長がそのような形の中で答弁をされております。

私、その中で調べてみて、地方自治法の142条というのが村長さんのところに該当するのではないかなというふうに考えておって、今回、この質問させてもらいました。

ちょっと条文を読ませてもらいますと、この条例は昭和22年の５月３日に地方自治法が出ております。その中の142条ですけれども、「普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」というような形が、この地方自治法142条に載っております。

そうすると、村長が言われたように、会社が設立をする。そして出資金の600万円も出す。そして村長が答弁の中でありましたけれども、枝豆を全村買い入れるということになると、契約関係が出てくるというような形は、私は思う訳です。

そうすると、村長さんが一生懸命新しい会社をつくろうとした中においても、ここに引っかかるのではないかなと。そうすると、地方自治法が優先しますので、下手をすると、村長は失職も出てくるような形も出てきます。ほかの県の中では、やはりそういう問題が出ていまして、県のほうに問合せのやつも出ておりました。

私、それが心配で、今回この質問をするんですけれども、村長の考えはどうかなと思いまして、答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　お答えいたします。

法的な問題については、総務課長のほうから答弁させていただきます。

私が、何で私が、村長がやるというふうに決断した理由を説明させていただきます。誰も受け手がないからです、100％。

といいますのは、この会社は、今議員がご指摘になったとおり、農協さんとは別に、新しい増産分については全部この会社が請け負います。これ農協さんとはっきり約束しました。農協さんがやっているのは県内中心なんです。県内中心に販売をやっておられている。一部東京と、それから名古屋にちょっと大きなものがありますけれども、それ以外全部県内中心。増産分については、全て県外を対象とします。

そのときに、今私が目標としているのは、北海道の中札内農協のやり方です。これまねせざるを得ないというふうに思っています。中札内農協さんは冷凍加工工場と、それから全量買い取って、それを自分で売っている。全農さん、通してやっていると思いますけれども、今度の弥彦の場合は全農さん通しません。全部自分たちでやる。

そうなると、まず大変なのは、その調達資金。これ民間会社ですから、自分で調達しなければ、どこかの金融機関から。それをまずやらなければいけない。そうやったときに、じゃ集めた枝豆をどうやって配送するか。これも自分でやらなければいけない。資金回収、誰がやるのかと、それから生産性維持を誰がやるのかと、全部新会社がやるんです。更に、加工工場の建設もしなければいけない。土地は村が造成して、それ借りる計画となると思いますけれども、これも基本的には、自分で資金調達しなければいけない。

そういうことを全部、その社長がやらざるを得ない。考えただけでも、私でも嫌だもん、そんなの。しかも村長でやるとなると無報酬です。こんなの、もし私が仮にやれと言われたら、月給200万円もらってもやりません。ゼロからスタートするんです、全て。今まであったところを、それで社長になる訳じゃないんです。一からやらなければ。人員、どこから持ってくるんですか。技術者は誰がするんですか。今いるのは、農家との交渉を当たってくれる人たち、これうちの農業振興課長。それ以外、全部自分でやらなければいけない。そんな社長に、やってくれと頼んでできますか。手を挙げる人いない。

エア・ウォーターという大阪の一部上場の大企業にお願いしました。ワンマン会長さんとやって、ワンマン会長さんは担当常務を呼んで、おまえやれと、俺の命令だと言って、そこまで言ってくれました。だけど１年間やってみまして、腰が完全に引けています。この人たちにお願いしたら100％失敗する。その判断で、結果的には自分がやらなきゃ駄目だということでやった訳です。

これ、私本当逃げたいですよ、こんな。だけど、共同選果場を弥彦村だけがなぜやったかというと、ほかの例えば燕市さんだって資金的には全然問題ないです。簡単にできるはず。だけど、自分でやるとなると、販売も全部責任取るということなんです。そこまでやらないと、共同選果場なんてつくれないんですよ。共同選果場をつくったら、じゃ農協さん全部お願いします。販売も全部お願いします。もうできないです。農協さんは自分なりの全農経由の販売というのあるから、資格が、契約が。それ以外簡単に上積みなんかできる訳じゃない。

今度の場合も、新会社は自分で販売先を探す。販売先探すというのは、スーパーさんに売り込むしかない。スーパーさんは、枝豆については、既に産地とちゃんと、産地がどこか、山形県とか知りませんけれども、契約していて、ちゃんと棚はその産地に決めてあるんですよ。それ引っ剝がすことになる。これは、どれだけ大変なことか。商売やっていたらすぐ分かりますよ。だってスーパーさん、長年の契約で、付き合いでやっているのに、それを途中から来て、そこ弥彦村のために空けてくれということ、頼むことになるんですから。それを新会社が全部やらなければいけないということなんです。

だけど、私はいつもできるかできないかという前に、やるべきだと思ったら、どうやったらそれができるかと。それに最善を尽くすということしかやるしかない。ということをずっと、全てやってきました。

今回についても、最初申しましたよ。こんな会社の社長に誰がなるのと言った。全部一からで

す。ゼロからです。ということで、やらせていただきました。

うちの農業振興課長が、俺がやると言ったときに、いや、村長それやめたほうがいいって。何でと言った。あなたが自分が社長になりたくて会社するんだろうって、必ず言われますよと言われました。農業再生会議のとき、それお話ししまして、こんなの200万円もらったってやりませんとはっきり申しました。だけどやらざるを得ない。やらなかったら、弥彦村の枝豆栽培を軸にした農業をつくることはできないんです。その意味で、私はやらせていただきました。

それからもう一つ、社長やってもいいなと思ったのは、弥彦観光索道の２代目の社長は弥彦村村長です。村長がやりました。それは小林静夫ですから、私のおやじですけれどもね。それだって、そこから利権のような会社じゃなくて、全部自分でやらなければならない。議員が考えているようなところと全然違います。もし議員がやっていただけるなら、お任せいたします。こんなのやるばかいないです、本当言って。ということでご理解いただきたいです。

法的問題については、総務課長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　なぜ私、自治法が昭和22年にできたかというのがありました。

その中で、私やはり観光索道の関係で小林静夫さんが役員したことは分かっています。多分、その時代と、そのときはまだそういうような、要は市町村との契約事項じゃなくして、関係なかったと私は思っています。

でも、今では、今の村長の言い方になりますと、大変失礼ですけれども、この会社の、要は発足というのは非常に時間がかかって、経費がかかって、精神的には非常に大変だと思います。それは分かります。でも、この地方自治法があるからには、やはり守ってもらわないと、やはり本当に私は困ると思います。

これが新聞に出たりすると、やはりおかしくなりますので、よく再考をしてもらいたいというふうに、私は考えておりますし、やはり村長さんの産みの苦しみは分かります。分かるんですけれども、やはり法律があって、日本は法治国家ですよ。法治、法があってこそ、行政というのはやっていかれる。日本国憲法はみんなやっていると思うんです。それを破ることのないようなことを、私はしてもらいたいというふうに考えて、思っております。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　もちろん法治国家であれですけれども、これは後で法的な問題は問題ないという答弁してくれると思いますけれども、私は村を守るためだめだったら、法律に違反しても構わないという信念を持っています。それがサイババのときに仮契約も済んで、40日以上本契約をなさないと法律違反。私は一切やらないとはっきり名言しました。40日過ぎました。最高裁まで戦うつもりでいました。なぜか。あんなサイババなんてのが来たら、うちは、本契約結んだら、もうにっちもさっちも手足も出なくなる。それを防ぐためには、最高裁までやって、あの人たちと戦って出ていってもらうしかない。

負けた場合は、当時の弁護士、顧問弁護士、しかも私の仲間の東京の弁護士、みんな聞きまし

た、どうしたらいいかって。全員がやれ。本契約結べと。法律違反だって。必ず賠償請求が来ると。村に来ると同時に、村長、お前にも来ると。幾らだか。最低二、三億円。簡単だって、二、三億円。自己破産すればいいだけの話。村のためだって、そこまでやらなければいけない。

今回についても、法律のそごであるならばちゃんとやりますけれども、もともとはやりたくてやった訳じゃないし、これは今言っています、前から議会で答弁していますように、今ある会社の、この会社をやってくれと交渉始めています、県内の企業と。無理なんですよ、私が村長、こんな一人でやるなんて100％無理な話。

ただし、今度の議会に急いだのは、国のパワーアップ補助金をもらうためには、主体が弥彦村役場ではできない。民間でできるしかない。民間にやらざるを得ないときに、取りあえず村長の名前で100％つくっちゃう。代表は必要ですけれども、こんな会社は何か質問受けたとき答えられる訳がない、でやっていました。

もし今のように議員がおっしゃるならば、私はいつでも法律闘争にやります。何度でもやるから。この村のためだからです。この村の農業を変えるためなんです。ただ一点です。住民にとって何にも利益がない。それで法律でやるんだったら、十分、いつでも戦ってやる。サイババのときもそうでした。自分で投げましたから。自分のことは全てなげうった。そのぐらいの覚悟でやらないと新しいことはできません。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　やはり村長の意気込みは分かります。分かるんですけれども、やはり法律というのがあるというのを頭に置いて、是非仕事をしてもらいたい。それと、もう少しですけれども、やはり県の市町村課あると思うんですけれども、是非この件についても問い合わせて、実際、私の言うのが正しいのか、村長さんが正しいのかというのも確認をしながらしてもらいたいと、私は思っております。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では、今ほどの地方自治法第142条につきまして、補足で説明させていただきます。

まず、この地方自治法142条によりますと、この新しい会社、そして当該自治体、弥彦村、この間で取引がありますと、確かに議員おっしゃるとおり抵触するおそれはあります。ただし、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、この新会社の取引相手は一般企業等を想定しているということでございます。その場合は、この142条は適用されないため問題はないものと、今のところは認識しております。

ただ、もちろん新しい会社のいろいろな事業が具体的に決まりましたら、村の顧問弁護士等に相談しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員、最後に。

○６番（柏木文男議員）　総務課長、ありがとうございます。

やはり、是非とも今、自分たちの考えだけじゃなくして、県の考えも是非聞いた中で事業を進めていってもらいたいなと私は思っておりますので、是非とも照会を出しながら、回答を得た中で事業を進めてもらいたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　これは通告をしていなくて、先ほど議長にお願いしまして、質問、許しを得ましたので質問する訳でございますけれども、それを了解していただきたいと思いますが、新文化会館予備調査業務委託料297万円が計上されております。

村長は、新文化会館の建設をしたいということで、この予備調査業務委託料が計上されたものと考えます。

大分前になりますけれども、六、七年前になりますか、文化会館の存続について検討委員会が行われたかと思います。そのとき私もメンバーでございましたけれども、最終的には、今の現文化会館を何とか存続していっていただきたいという結論に至り、文化会館を含め、公共施設の存続のために基金条例もつくられたかと記憶にございます。

最近、村長のお話から、若い方の意見にも、文化会館は必要を感じないというご意見もございます。例えば、大きなイベントは新潟、長岡。それよりも東京、埼玉など都心へ行くほうが多い訳ですし、インターネットも様々なイベントが行われております。

このように必要がないと。また、お年寄りの方から、大きな施設を造って、若い人たちに後年負担をかけるのもいかがなものかというご意見もございます。

このような反対といっていいんでしょうか、いろんな意見ですね。賛否両論あるかと思いますけれども、このような立場で村長は、こういう建設するという方向性の下で、村民の様々な意見に対して、どのようにまとめて理解を深めていこうとお考えなのかお聞きしたいと思うんです。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　お答え申し上げます。

この間、古川議員からもその話を伺いましたけれども、私の耳には逆です。早く何とかしてほしいという声も届いております。

もともと文化会館については、検討委員会の結果も聞いています。とにかくあれを何とかしてくれと。ただし、今の弥彦村の財政事情でしたら、私この間申し上げましたように、年間８億円の自分の自治体に入ってくる。できようと思えばできます。20億円かければできないはずはない。だけど20億円かけてあそこを造った場合、これは全部、屋根から全部やり直す。全部やり直して、20億円かけて。20億円か30億円かですかね、かかります。

今のあの場所で、高齢者が本当にあそこへ行けるんですか。使えるんですか。若い子たちは、あそこ勉強していますけれども、あんなところで勉強させるんですか、これから先も。それを考えたら、同じ金を使うならば、皆さんが行きやすい場所へ造りましょう。文化会館要らないと、

私一人この今、古川議員とあなたが初めてですけれども、私に対して文化会館要りませんということは初めて聞きました。

私のとき、村政懇談会もやります。そのとき、これからやりますけれども、そういう意見が出るというのは、私は全くないと思っています。もしあったら、村民投票やっても全然構いません。本当に皆さんが要らないというのならば。

それから、もう一つ文化会館を新しいところに造るというと、今までの弥彦の、11月の大渋滞を解消する最後の機会なんです。一緒に大きな駐車場も造る。それで、あのときの解消につなげましょうと。更に、それだったら、スポーツ公園も一緒に造りましょうと。それを30年起債やれば、たかだか年間２億円ぐらいの負担で済むだろうと。

冒頭で申しました６月の広報でちゃんと出しますけれども、弥彦村は変わったんです。最低でも年間５億円、８億円、自主財源ができちゃったんです、はっきり言って。それは棚からぼた餅じゃなく、ちゃんとやったからできたんですけれども、そのお金を使えば、ほかの、例えば老人福祉についてしわ寄せをすることなく、そのお金で皆さんに全く迷惑かけないです。できる。こんなとき、やらざるを得ない。そのための自主財源なんです。

その前に、子供たちのをちゃんとやりますけれども、保育園、全部やりますけれども、そのための、今まで苦労して、みんなから駄目になる、みんなどうしようもないと言われた中で、ここまで来ている。これは、棚からぼた餅じゃない。自分たちでちゃんとやってきたからなんです。そのお金を使えば、別に皆さんに負担をかける訳じゃない。

これから先、若い世代に、あるいは子供たちに、その負担を負わせる訳じゃない。ないんですよ。それで今のままやるということで、チャンスは、ここの機会しかないというふうに思いますし、もう一つ言いますと、大河津分水の後の山の土砂をあそこから持ってくれば、多分農地転用せざるを得ませんから、そのときの土砂もただで、２ｍまでかさ上げと言っていますけれども、お願いしてあります。オーケーしてもらいました、既に。基本的にオーケーです。そのタイミングが今しかない。今しかないのでやらしてください。

しかし農地転用は相当農地転用、これ一番ネックになりますけれども、それも、実を言うと22日、農林水産省行きますけれども、そのアドバイスを受けに、私と総務部長と一緒、２人で行ってきます。どうやったら農地転用を、大規模農地転用が可能かと。そのための知恵とアドバイスをいただきに参ります。

それで、早く造りたいと。早く造って皆さんにそれをやってもらいたい。更に、その中には、これから先、来年度以降については、選挙が、１月選挙ありますので、私は踏み込むことできないですけれども、いろんなことが、チャンスが来るんじゃないかと。そのチャンスは、今一番今まで言えなかったのは、競輪とふるさと納税、これ何回も言っていますし、今度の６月の広報見てください。全部きれいに書いてありますから。それで、村民の皆さんに理解をもらいたい。

そのお金を何に使うのというときに、そういうのに使いましょうと。まず一番は子供たちです。その次、老人。それと同時に、単年度で、それだけの50億円の金、必要ない訳ですから、30年間

で払っていくようなことになると思いますけれども、そのときの支払いも、皆さんの税金じゃなくて、収益から、自主財源からちゃんと回せます。その見込みがついているからなんです。それでも要らないというのならば、私のところに直接来てもらいたいですな、本当に。何で要らないかということを。それが弥彦の、7,800人の村民の皆さんの合意を得るかどうか。本当にそう思うかどうか。ほかは犠牲にする訳じゃないんです。ほかは犠牲にしなくて、それができるというふうに判断した訳です。ということでご理解を得たいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　私は、現時点では、反対なんて言ったことは一言もございません。私は、そういう意見があるから、どのように行政では理解を村民に求めるのかという話を今している訳です。

それと、今私、議会としては一番心配しておりますのは、この調査業務委託につきまして、もうやることは当たり前という形でスケジュールが組まれております。そして、内容もまだ決まらない。規模も決まらない。村長は自主財源でやるんだということで、皆さん心配要りませんよという話ですけれども、多分20億円の建物を造るとしても、土地も買わなければ駄目ですし、既存の今の文化会館の解体も含まれてくるかと思います。

そういったいろんなその他の予算が大分かかります。そういったことが、多分この調査委託の段階で、十分その辺のところを検討されるものと思いますけれども、私ども議会としては、ある時点でこの事業をやるかやらないかというのを、我々が議会としては判断をしなければならない場面がある訳ですね。そのところが心配でありまして、このままいけば、ずるずるいって、私どもの意見どころじゃない。もう周りは、土地は買ってしまいました。５条申請は終わってしまいました。そういうふうに行政のほうは進んでいくかと思います。

私どものところには、住民から、いやどうだ、こうだというふうに、また話が来ます。私どもは、基本条例にのっとって意見交換会も含めて、村民の民意を伺いながら、この判断をしていきたいと。そういうつもりでおりますので、例えば、具体的に言いますが、このスケジュール素案の中で、どの時点でやる、やらないかの是非を問う場面が来るのか。それだけ一点、総務部長でも結構でございますので教えていただきたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　本多議員と、もう８年の付き合いで、何回か議会やっていますけれども、あなたの言い方は、いつもそういう言い方でいらっしゃいます。全部、おもてなし広場、競輪の特別観覧席、全部そういう言い方で実質反対されています、というふうに私は受け取っています。

こういう大事業については、皆さんの意見を聞いていたら５年かかります。かなりかかる。タイミングがあるんですよ。タイミングがあるときにやらざるを得ない。申し訳ないですけれども、私は今までの議会の中で、全部やらせていただきました。強引だと言われています。強引でやらざるを得なきゃ。例えば、福祉とか、教育とか、そういう問題は絶対強引でやってはいけません。こんなのできる訳がない。村民の皆さん意見を聞きながら、やらざるを得ない。

だけど、こういう投資的事業についてはタイミングがあるので、ある程度強引でやらざるを得ない。皆さんの意見を聞いて、村民の皆さん全員の意見聞いてやるなんて100％できない。

これは、それが執行部の村長としての責任なんです。福祉とか、教育とかで、子供たちについて、これは強引には絶対できません。これはみんなの要望を聞きながら、みんなのご意見を聞きながらやらざるを得ないけれども、投資的案件については違います。そんなの一々みんなの意見が、全員が賛成で待ってなんて、そんなのできっこない。国の事情と同じです。県でも同じです。

事業内容によっては、全員の意見聞いていい場合と、聞いては、駄目とは言いませんけれども、その効率から言ったら、違う案件、違うなというのがある訳なんです。それはもう、議員だって20年近くおやりになっているから、よくお分かりだと思いますけれども、一律で考えてもらったら困ります、それは。分けて考えてもらわんと。

私にとって、弥彦村百年の大計、今がチャンスだと、今やらなかったら、これできないだろうと。もう一つは、289号線の延伸と、それから県道、新潟・寺泊線の延伸と、全部かかわってくる。その話を全部一緒になって考えないと、これができた後で、あれはというふうなことできないんです。今の時点だったら、これ一緒になって考えることができる。しかも、289号線の延伸についても、これは現実で見えてきたから、だったらみんな一緒に考えましょう。それは、みんな投資的の経費なんです。それは早めに早めに手を打っていかないと、結果的には何もできなくなる。ということは、よくご理解いただきたいと思います。

最終的決断は、これ来年の１月の選挙のとき、次の村長がお決めになることです。私は、準備だけしておかないと間に合わない。私自身も、前の大谷村長が言われていた平成の湯治場構想を潰しました、全部決まっていたのに。それは首長の、そのときの首長の判断なんです。それをよしとするために選挙がある訳です。最終的判断は、次の村長がお決めになることだというふうに思っています。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。３回目です。

○９番（本多隆峰議員）　じゃいつごろかというのは、村長の選挙の前には、この業務の内容がはっきりしてくるということでよろしいですかね。

そうしますと、私は何でもかんでも反対してきた訳じゃございませんし、村長はおもてなし広場のことを、今たまたま出しましたけれども、村長は最初3,000万円でできると言ったんです。それが、あのようなことになりましたし、ここの今図書館においても、２階だけでいいんだという話でした。それがずっと別棟、増築ということになった訳ですね。

そういったことを考えますと、これはどうこう余り言いたくないんですが、何でもかんでも反対した訳じゃなくて、そういう過去のいろんな経過があるから心配なんですね。

それと、幾ら村長だからといって、さっき言われたように、民意を知らないなんていうのは初めて聞きましたね。私どものところにちゃんと来ているんですよ、そういう話が。それは村長の目の前に行けば誰も文句なんか言う人が、賛成する人ばかりかもしれませんし、確実に反対論があるんです。それをどのようにまとめて理解をしていかれるんですかということを、私は聞きた

かっただけでございますので、本来は、この文化会館が村民のために、どういう価値があるのかというのを明確にしていただいて、そこから賛否を問うていただきたいと、そういうことを本当は言いたい訳でございます。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　久しぶりに本多さんと議論をやって楽しいですけれども、事実関係だけ違うのを言いますよ。おもてなしの3,000万円というのは、あれは更地にして、きれいにするのに3,000万円と言った。後については、あれは国の補助金で１億8,000万円もらったんです。全然違います。それで3,000万円であれができるなんて、最初から言ってません。言うとしたら、私ばかです。できる訳ない。あれは更地にするために言っただけ。だけの話。

文化会館についても、誰も文化会館が必要はないと言ってないんですよ。今の文化会館についても、あれを残せと皆さん言っている。今の文化会館を、あのまま残してくださいというのが、この間の検討委員会の結論なんです。文化会館要らないなんて、一つも誰も言ってない。

だけどそれは、利用するには余りにも不便で、場所が悪いから、30億円の金かけるんだったら、新しいところに造りましょうというだけの話です。文化会館要らないというのは、議論で聞いたことないです。検討委員会で文化会館要らないから、あんなの潰してしまえと、一件でも出ますか、その意見が。出てないはずです。今の文化会館をそのまま残せと言う意見が大宗だったはずです。だけど、それはできないというだけの話で。

久しぶりに本多さんとこうやって議論するの楽しいんですけれども、こんなこと言って申し訳ないけれども。だけど、あなたと８年も付き合っていると、大体分かります。私も分かります。投資的な行政については、ある程度独断と言われる、何と言われようと引っ張っていかなきゃいけない。それが投資的な施設の、要するに行政の中の全く違う部分なんです。民意を大事にする、絶対しなきゃだめなものと、ある程度反対――物事に反対はない事業なんてないんです。必ず反対が出てくる。だけど、将来見て、どっちが大事かというだけの話です。

もう一個言うと、本当に気にくわないのは、リコールでも、次の選挙でもやればいいだけ、それだけの話。そこまで責任持って、腹決めてやらないと、この村、何にも前進みません。それをみんな承知で、傲慢だとか言われながら、ここまでやってきたのは、結果的には、本多議員はどうか知りません、私全部大成功だと思っています。何も失敗ない、みんなうまくいっている。

それが、あと村民の皆さんがどう判断していただけるのかなんです。

文化会館が要らないなんていうのは、あのときの検討委員会で一つも出てなかったはず。それ以後、私もやっていませんから分かりませんけれども、文化会館は必要だというようなことについては、私は、皆さんが一致した合意だというふうに理解しています。

〔「もう一回最後に」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　文化会館は、今の話ですね、今の話の新文化会館は必要ないのではないでしょうかという村民の声は確実にありますので、これは後で行政座談会等で、よく調査してい

ただきたいと思います。

私どもは、さっき言いましたように、この新文化会館がどのような形で村民のためになるものかという、ただ便利がいいとか、それはちょっと違うと思うんですね。それはほんの一部の要素でありまして、本来はこの施設が弥彦村の、さっき言いましたように進歩がどうのこうのと言っておられましたけれども、こういうところが進歩がよくなって、村のためにこうなるとか、そういうものを、この調査においてはっきりしていただけると、私どもも判断材料になりますので、その辺のところをお願いいたします。

以上でございます。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　はい。

○村長（小林豊彦）　お答えします。調査はいたしません。

○議長（安達丈夫議員）　以上で質問終わり。

古川議員。

○２番（古川七郎議員）　今の関連で質問させてもらいます。

確かに私は、先般の一般質問で文化会館なかなかしんどいと、要らないんじゃないかということを言いました。

確かに私の考えは、そこだけ造って、まずやるということは、私は余り賛成できなかった。そういう意味でやりました。そして私も、先日、加茂の文化会館、去年か何か、私の女房の琴やっている人がいるので、演奏聴きに行きました。たしか、文化会館でやると、全然印象が違います。今年は工事で使えないので、早く言ったら体育館というか、そういうところでやった。帰ってくると、その技術、何ていうかな、心に残るのは何にもない。確かにそういうところでやるのは、非常にいいことだと思う。

私は、個々でやるのは反対と言っているんです。だから、今村長言ったように、あなたどう思われるか知らんけれども、大きな埋立てで駐車場も造る、あるいは運動場も造る、あるいは子供の遊び場もつくる。いろんなことを総合的に考えたら、私は今は造るべきだと、私はそう思っている、総合的に考えて。

またお金も、今の文化会館なくすといったって、あれ事ごと物すごいお金かかりますよ。私は無理だと思っている。そうしたら新しいのを造ってもいい。その代わり、造るからには、多目的にできるだけ利用価値のあるものを研究して造ってもらいたい、ただそれだけじゃなくてね。できるだけ利用価値の、私はいいんだけれども、回転率速いというか、使用価値のあるものを造ってもらいたい。

それで、総合的に考えたら、私造っていいと思う。それで、村長は菊まつりのときは、これは千台くらい車停めてやると言ったけれども、学校の横も考えてみました。どうやったら、それできるかと思って、結局、上越の高田公園の、あれは全部バスであれやっているんですよ、駐車場がないから。あの方法をやれば、これ二、三日前から考えて、これをやれば十分今の道路ででき

るなと。私はそう読みました。そうしたら、菊まつりとか紅葉狩りのときは、何ぼ来てもそれは処理できる、処理って申し訳ないけれども、お客さんに満足する、お迎えできると私は考えております。

そういう意味で、だから私は賛成します。なおかつ、今の大河津分水の埋立てしてくれるということも、今じゃなければ利用できないので、これ時期の問題なんです。そして、こういう問題は、私もずっと思っているんですけれども、まず今の時代で、何にも、みんなが集まって相談して物事をやるなんていうのは、会社、みんな失敗していますよ。

はっきり言って、単独でだっとやる人は、そういう会社が今どこでも、世界中どこでもそうです。この間、ソニーの亡くなった人、あるいは日本電産のあの人らもそうですし、大体そういう人がみんな成功している。みんなで会議してやるなんていうのは、今の時代は終わりました。そういうところが、今村長言ったように、90か95％ぐらいないと思います。そのかわり、やっぱりみんなの意見聞くというところもなくちゃ駄目なんです。その区分けは、やっぱりトップがちゃんと決断するということに対して、私は賛成します。

以上でございます。いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　お答えします。

今、調査会社に依頼している内容は、この間議会で申しましたように、村が全部やるなんて言ってません。ＰＦＩ方式もありますよ、民間の資金投じて。民間に全部委託する方式もある。村が単独でやると、それはやめてくれと。造るに当たっては、30年の償却後のその資金をどこから出すか、そこまで考える。

それから、維持費が一番大変なのは、これは分かっているので、この維持費を村民に、財政に負担できないようにやるには、どうしたらいいか。その全部含めて考えてほしい。一切規制をつけない。民間が、全部民間に委託して、民間がやってくれるのが一番ありがたいんですけれども、そうはいかないだろう。ＰＦＩ、平成の湯治場構想、ＰＦＩですよ、私もよく知っています。ＰＦＩやってもいいし、それができるならそれでもいいし、とにかく役場が、弥彦村の役場が最初から最後まで全部関係するなんてことは、そんなの無理だから、ちゃんとそれが、ちゃんとつくってください。

一番いいのは、しかも村民だけじゃなくて、観光客の皆さんにも使ってもらえるような施設を造るのにはどうしたらいいか。そのための資金がどのぐらいあって、将来的に減価償却をやったとき、どれだけあるか。その辺もできればやってほしいというふうに専門の会社にお願いしてあります。その結果、どう出てくるか、私も分かりません。ただ、村が100％やるんだ、こんなことできっこないので、最初からそれはやめてくれというふうに伝えてあります。

それを見て、最終的には１月の、もちろんそのときには議会にも全部オープンにしますし、広報にも全部オープンにします、一切隠しておく必要ありませんから。全部オープンにして、皆さんに情報共有して、それでどうですかということで、議会で全員が反対になるなんて言いません

けれども、そうはないと思いますけれども、期待しますけれども、情報はできるだけ出た段階で、それぞれに出てきたら、それは従来もやっていますように、競輪も全てオープンにしていますから、全部オープンにします。

自分で囲ってやるなんて一言も言ってないです。今もだって、何もないから言えないだけであって、全部出てきたら、調査して、これは皆さんの税金使って調査させてもらっていますから、ここらは全員の皆さんに返します。ただ、そういう方針でやっています。

そこまで全部やっていますので、自分だけこうやって格好して、あとは俺がやるから皆さん黙っていろと、そういう言い方、取りません。今までそういう言い方一回も取ったことない。強引で、議会では言っていますけれども、全部情報は流しています。１回だけ、最初この議会との付き合い方が分からないので、強引に進めて、議会から大分お叱りを受けて、それ以後は一切何にも隠し事はないです。全部皆さんにオープンにしています。と同時に、広報を通じて、村民の皆さんにも全部オープンにしています。

それが、私が１回目の選挙のときにガラス張りの村政というのは、そういうことなんです。もう一度言いますとね、また余計なこと言うけれども、本来的には、意思決定機関とのやり方まで、本当はオープンにしたいんですけれども、なかなかそれは難しい。ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。先ほど、質問になっておりませんので、自分の意見を言う場所でないので、質問にしてください。

○２番（古川七郎議員）　そうですか。

〔「あれは討論だ。だから賛成討論すればいい」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質問ありますか。

○２番（古川七郎議員）　ちょっとじゃ質問させてもらいます。

今の、例えば、これは将来どうなるか分からないけれども、10年先、５年先どうなるか分かりません。もし埋立てして、うまくいかないとき、よく分からないけれども、私の考えで、ちょっとこういうこと言って、また怒られるしらんけれども、私将来になっても、利用価値は私の頭の中には、こういうことしたいというので、私想像しています。そのとき私は、一村民としても提案させてもらいますけれども、村長としてみれば、もし、そういうことは考えていないだろうけれども、もしなったら、こういうこともあるかなということも恐らく村長の頭だから、頭いい人だから考えていると。そういうことはないというふうに、そう信じてやっていると思うんですけれども、村長もそういう考えで。

〔「もはやそういう考えでしか」と言う人あり〕

○２番（古川七郎議員）　今の計画で全部進めるということでよろしゅうございますね。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　今は方針だけです。計画は決まっていません。全く私自身は造りたい、造る場合によっては、どうやったら一番いいかと、その基本計画、グランドデザインをつくってくだ

さいということをやってありまして、計画の辞書は持っていません。どういうのが出て。たださっき言いましたように、ＰＦＩ方式でもいいし、民間委託でもいいし、一番いいやり方でやったほうがいいという、そういうアドバイスはいただきたいというふうに、そのためのお金を出しています。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　議案第29号、30号についてお尋ねいたします。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員、現在議案第28号を今議題としておりますので。

○７番（小熊　正議員）　そうですか。すみません。

○議長（安達丈夫議員）　現在、議案第28号、４年度一般会計補正予算（第４号）について議題としております。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第28号補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第28号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第９、議案第29号　弥彦競輪場競争路改修工事請負契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑ありませんか。

小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　この入札に参加された企業は何者ぐらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（柳川治美）　弥彦競輪場の競争路改修工事についてですが、この際の入札業者は１者でございました。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　この事業内容であれば特殊なあれだと思いますけれども、今、資材の高

騰、または品不足というのがこれからも続くと思われます。その辺のことも十分今回の入札の中には把握されてお願いしていると思われますが、その辺の考え、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（柳川治美）　入札の際にですが、あくまでもその時点でこういう工事をという内容で見積りをしていただいた中での入札となります。今のところは、まだ何とも申し上げられないのではないかなと思っております。

今後、工事進めていく、ないし契約が済んでからですが、工事を進めていくという中で、もしかすると変更等も出てくるかもしれませんが、それは今の時点では何とも申し上げられないのではないかと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　今時点では当然、この金額で工事行われるということでよろしい訳ですね。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　競輪場の改修工事ですけれども、私このＭＥＣＸという会社、初めて聞いた訳ですけれども、ほかの競輪場に対して、どういうような実績があるのか。やはりこの競輪場というのは、普通の舗装と違って、特別な工法で私はやると思うんです。平らなところじゃないですよね。大体20度、30度の勾配がありますので、この会社がどういうような会社なのか、そこの内容をちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（安達丈夫議員）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（柳川治美）　今回の入札については、やはり特殊な工事ということですので、その特殊工事の経験がある、請け負ったことがあるというのを、ちょっと条件には入れさせていただいております。

そこで今回、落札した業者ですが、全国の競輪場の中で、すみません、ちょっと詳細な資料を私手元に用意してくるのを忘れたんですけれども、４場か５場くらいの競輪場において、ウオークトップとか走路改修の工事に関わっているというところは確認しております。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　やはり実績がないと、こういう特殊な、ただ舗装ができるというような状態じゃないと思います。特殊な技術が必要だと思っておりましたので質問させてもらいました。ありがとうございます。

○議長（安達丈夫議員）　そのほか、質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくしてないようです。

質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第29号　弥彦競輪場競争路改修工事請負契約の締結について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第29号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第30号　弥彦村図書館建設工事請負契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑ありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　この建設入札については問題はございませんけれども、これ条件があったと思うんですね。その中で、できるだけ地元業者を使うようにというような項目があったかと思うんですけれども、過去の建設物件におきましても、そのような項目が幾つかありました。

それで、このたびの、このたびに限らず、地元業者を使っているかどうかというのは、理事者側のほうで把握しているのかどうか。そして、例えば理事者側のほうでそこまで条件として出すのであれば、どれぐらいの工事費、パーセントでも結構ですけれども、地元に還元するようにというふうな考え方を持っているのかどうか。その辺の２点をお伺いしたいんですけれども。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　地元業者をちゃんと優先していく。しかも、村政に協力している業者を優先してやってくれと言っています。一回、競輪で、あれ数十億円かな、何億円だったかな、特別観覧席かな、あのときに地元業者なかったんですよ、私見たら。やり直し、入札やり直しと指示しました。冗談じゃない、こんなのに、村民の業者がいないのは。その業者、急遽村民の業者の皆さんの名簿持ってきました。それで認めるしかない。私やり直す、はっきり言いました。

そのぐらい、これだけ村、大事なお金を使うのに、村民の業者の皆さん、日ごろ除雪とか何か協力してもらっているのに、こういうときちゃんと潤っていただかないと困るので、これは徹底しています。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　どのぐらいの割合かにつきましては、それはやっぱり民間の元請会社と下請会社のやり取りがあるので、その辺私ども提出は求めておらないので、何パーセント出すというのはないというところであります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　たまたまその業者間で、地元業者からそのようなご指摘もありましたので、あえてお伺いした訳ですけれども、是非とも今後とも、地元業者育成、また繁栄のために、そのようにきちんとやっていただきたいと、これは要望になりますけれども。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくして質疑ないようでございます。

それでは質疑なしと認め、続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

ただいま議題となっております議案第30号　弥彦村図書館建設工事請負契約の締結について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第30号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第31号　三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号、公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第31号は可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第13、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第15、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことについては、議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。議会運営委員長並びに各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって６月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　慎重なご審議の上、全議案、上程いたしました全案件、全員一致でご承認いただきましてありがとうございました。

これを受けて、粛々と執行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、もう一つ、最後に一つだけお願いございまして、これから先、電気料金の値上げとか、公共料金値上げ、どこまで進むか分かりません。一番私が現時点危惧しているのは、家庭用電気料金がかなり暴騰したときに、その電気料金が払えないので、クーラー使えなくて、結果的に健康被害を起こされるようなことがあってはならないというふうに思っております。

これは議会でも既に申し上げておりますけれども、そのための、補助のための臨時議会をまた開いていただくことになるかと思います。できるだけ専決をやりたくないと思っておりますので、

そのときには、お忙しいと思いますけれども、また開会のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　最後に、議長からご挨拶を申し上げます。

皆さんのご協力によりまして、滞りなく６月定例会を終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会で提出された議案は、報告１件のほか、人事２件、専決条例改正２件、専決補正予算３件、条例１件、補正予算２件、契約の締結２件、その他１件の計13件でありました。その議案は全会一致で村長提案のとおり決定をいたしました。

一般質問では７名の方から、村の重点施策に関わる質問や今後の事業に発展する関係の質問等がございました。村民の安全・安心や、弥彦村発展につながるところでございます。

ウイルス感染予防のワクチン接種については、弥彦村では全体のワクチン接種率が高く、感染予防に心がけていることの表れかと思います。更に、４回目の接種に取り組んでいただいているところでありますが、村職員及び医療関係者、そのほかたくさんのスタッフの方々によるご尽力に改めて深く感謝を申し上げます。

おかげさまで感染者が少なく推移しているところであります。５月から全国的に感染者が少なくなり、予防対策も緩和されてきておりますが、ワクチン接種関係者、スタッフの皆さん、大変お疲れのことと思いますが、もう少しお力をお貸しいただきたいと思っております。そして、安全で安心できる村づくりにご協力をお願いいたします。

待ちに待った燈籠まつりも再開されることになりまして、以前のようなにぎわいのあるお祭りが経済発展につながりますよう期待をしております。

議員各位におかれましては、今後とも村民の生活安定と村の発展のためにご尽力くださいますようお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　それでは、以上をもちまして、令和４年第４回弥彦村議会６月定例会を閉会いたします。

このたびは大変お疲れさまでした。

（午前１１時３５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署名議員　　渡　　邊　　富　　之

署名議員　　古　　川　　七　　郎